

在学学生・父母保証人の皆様へ

学 習 院 大 学
学生センター学生課**令和2年度 新型コロナウイルス感染症による授業料減免措置について（お知らせ）**

学習院大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって家計が急変し、経済的に修学困難となった在学学生の令和2年度授業料について、一部免除する措置を講じることにいたしました。

つきましては、今回の措置を希望される場合は、下記の要領にてご申請いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 減免額

学部生：228,000円 大学院：160,000円 法科大学院生 371,000円

※休学・協定外留学により、減免対象外となる月が発生する場合は、減免額を12月で除して、減免対象となる月数を乗じた額（100円未満繰り上げ）を減免額とします。

2. 対象

令和2年度に、本学の正規課程に在籍する学部学生・大学院生・法科大学院生のうち、下表①②のいずれかに該当し、併せて③の条件を満たす方。ただし、上記のうち、休学者（休学期間中のみ）、協定外留学者（協定外留学期間中のみ）、卒業延期者、懲戒又は除籍処分を受けた者は、減免対象者から除外します。

申請条件	必要となる証明書等（コピー可）
①-1 主たる家計支持者（※1）が、国や地方公共団体が実施する、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象とする公的支援（※2）を受けていること	緊急小口資金借用書、新型コロナウイルス感染症特別貸付の借用証書または納税の猶予許可通知書 日本学生支援機構貸与奨学金の奨学生証 等 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の証憑類は「振込があったことわかる記帳部分の通帳のコピー」（該当部分にマーカーを引いてください。）を提出してください。 (別紙1参照)
①-2 申請者本人が新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変したことにより日本学生支援機構貸与奨学金を受けた、または「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を受けたこと	
② 主たる家計支持者の事由発生後の所得が、昨年の所得と比較し1/2以下となっていること	2019年および2020年の収入に関する証明書 (別紙2参照)
③主たる家計支持者の2020年の所得見込金額が、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下であること（※3）	<①に該当する場合> 2020年1月から直近の月までの給与明細もしくは帳簿 <②に該当する場合> ②の家計急変後の証明書類で算出するため別途提出不要

（※1）親の世帯から離れ、独立生計である場合は、主たる家計支持者は申請者本人になります。

（※2）緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予等、「高等教育の修学支援新制度」の家計急変で認められる公的支援の例に準じます。公的支援の詳細は、「（別紙1）新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」または以下の独立行政法人日本学生支援機構のHPをご参照ください。なお、**特別定額給付金（一律10万円給付）は対象外**です。
日本学生支援機構のHP：https://www.iasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhun/coronavirus.html

（※3）2020年の所得見込額の計算方法については別紙2をご確認ください。

なお、以下の制度及び奨学金との併用は不可です。

- ・令和 2 年度高等教育の修学支援新制度
- ・令和 2 年度学習院大学学費支援給付奨学金
- ・令和 2 年度学習院大学海外留学奨学金
- ・令和 2 年度学習院大学ゴールドマン・サックス・スカラーズ・ファンド
- ・令和 2 年度学習院大学入学前予約型給付奨学金「目白の杜奨学金」
- ・令和 2 年度学習院大学入学前予約型給付奨学金「さくら奨学金」
- ・令和 2 年度学習院大学尚友倶楽部進学者給付奨学金
- ・令和 2 年度学習院父母会奨学金
- ・令和 2 年度学習院桜友会ふるさと給付奨学金
- ・令和 2 年度学習院大学大学院博士後期課程給付奨学金
- ・令和 2 年度博士後期課程に修業年限 3 年を超えて在学する者の授業料減免制度
- ・令和 2 年度東日本大震災被災による授業料減免
- ・令和 2 年度大規模自然災害被災による授業料減免

3. 申請方法

授業料減免措置を希望する方は、次の書類を、学生センター学生課宛に、郵送記録が残る形（簡易書留等）で郵送してください。本学所定用紙は、大学 HP 及び G-Port よりダウンロードをお願いします。

- (1) 【全員提出】「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料減免申請書」（本学所定用紙）
- (2) 【全員提出】家計が急変したことを証明する証憑類
※1 ページ目（表面）の表①～③記載の「必要となる証明書類等」をご確認いただき、該当する書類を、提出してください。
- (3) 【学費を全額納入済みの方のみ提出】「授業料減免（返金）振込依頼書（本学所定用紙）」
※学費を全納されている減免措置採用者には、本制度の減免額を返還いたします。
- (4) 【学費を分納されている方のみ提出】「第 2 期分納付金延納願」（本学所定用紙）
※学費を分納にてお支払いいただいている場合、減免措置採用者には、第 2 期分納付金は本制度の減免額を差し引いた金額を納付いただくこととなりますので、あらためて減免された金額の納付書を送付します。不採用となった場合は、9 月中旬に送付する納付書にてお支払いください。（納付期限：いずれも令和 3 年 1 月 31 日）

4. 申請期限

令和 2 年 9 月 23 日（水）16：00 必着

5. 申請結果

令和 2 年 11 月中旬頃までに、G-Port 及び文書にて通知します。

6. 問い合わせおよび送付先

学生センター学生課（中央教育研究棟 1 階） 電話番号：03-5992-1183

<送付先住所> 〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1 学習院大学 学生センター学生課

以 上

(別紙 1)

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

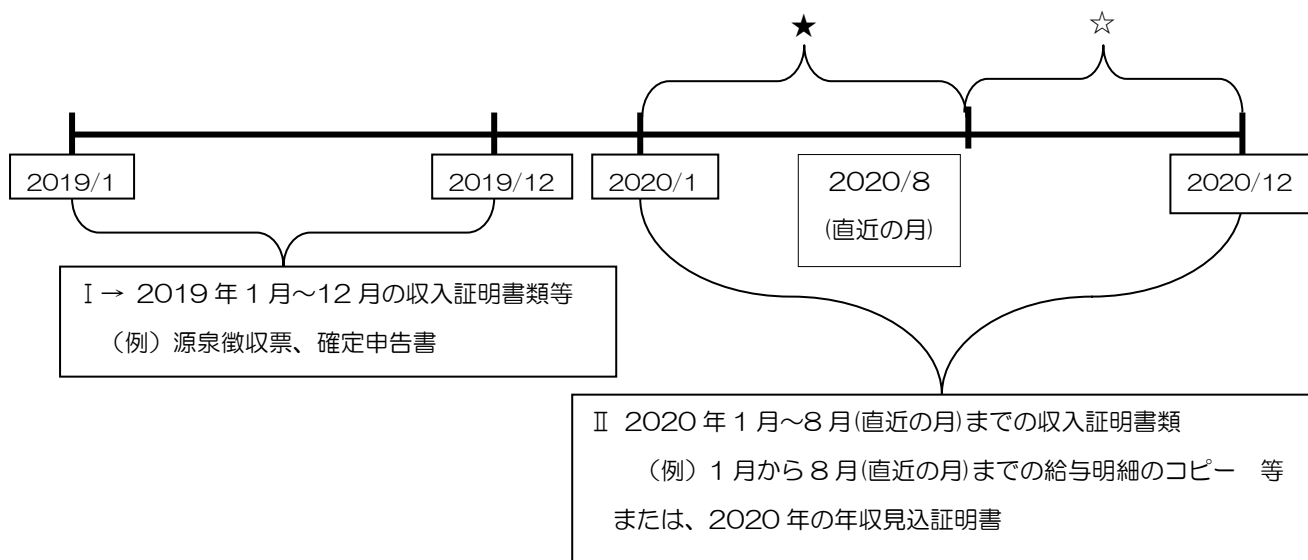
制度名	主な実施機関
新型コロナウイルス感染症特別貸付、 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）、 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
危機対応融資	商工組合中央金庫、 日本政策投資銀行
セーフティネット保証 4号、セーフティネット保証 5号、 危機関連保証	信用保証協会
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構
小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
緊急小口資金、総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省、日本年金機構
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
国税・地方税の納付猶予	国税庁、地方公共団体
日本学生支援機構貸与奨学金（貸与理由が新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変である） ※定期採用でも、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変したことをスカラネットの申込時、家庭事情情報等に記載している方は対象となります。	日本学生支援機構
「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	文部科学省

上表以外の公的支援でも、以下(1)～(3)を全て満たしていれば認められます。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）が実施しているもの。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3) 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

(別紙 2)

主たる家計支持者の収入証明書類について



申請条件②に当てはまる方は、IとIIの証明書類から、2020年の所得が2019年の1/2以下になっているか審査します。

※IIの書類は申請条件①に当てはまる方も提出が必要です。

● ケース別収入証明書類の例

(ア) 主たる家計支持者が現在も給与を受けている場合

「2019年源泉徴収票」および「2020年の年収見込証明書」または「2020年1月から8月(直近の月)までの給与明細」等

(イ) 主たる家計支持者が現在も経営者(給与所得者以外)で収入を得ている場合

「2019年確定申告書」および「2020年1月から8月(直近の月)までの帳簿」等

(ウ) 主たる家計支持者が家計急変により失職・休職し、現在も無収入の場合

「2019年1月～2020年12月までの収入証明書類」と「解雇通知」、「退職証明書」または「離職票」等

(エ) 上記以外の収入を別に得ている場合

受給期間が記載されている年金振込通知書、雇用保険受給資格者証、生活保護決定(変更)通知書 等

例えば、主たる家計支持者が会社に勤務していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により失職し、別の勤務先へ再就職(アルバイトやパート含む)した場合

⇒「前職の2019年源泉徴収票」、「2020年1月から退職するまでの月の給与明細」、「退職証明書」および「再就職した月から8月(直近の月)までの別の勤務先の給与明細」の提出が必要

- 2020年の所得見込額の算出方法について

2020年の所得見込額＝前ページの図★＋☆

【2020年の年収見込み証明書類を提出する場合】

勤務先発行の「年収見込証明書」の提出が可能であれば、その年収見込額を2020年の所得見込額とします。

【2020年1月～8月（直近の月）までの収入証明書類を提出する場合】

★…2020年1月から8月(直近の月)までの所得の合計額

(2020年1月から8月(直近の月)までの給与明細の「総支給額(控除前)」で判断します。)

※賞与ありの場合は、その明細もご提出ください。

☆…家計急変が生じた(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等)月から8月(直近の月)までの月収の平均額に、9月から12月までの月数を乗じた額

※提出する給与明細のコピーの余白に☆の計算式を記入してください。2020年9月から2020年12月までに賞与が見込まれる場合は、☆の合計額と足した額を記入してください。

以 上